

いじめ発見後の対応および指導の流れ

被害児童・生徒Aへの対応

発見・対応1

- *状況の聞き取り・事実確認
本人・周囲の児童、生徒（担任・学年主任）
- *管理職、学部主任、生活指導主任への聞き取り内容、状況報告
（担任・学年主任）

対応2

- *聞き取り内容の確認
本人、周囲の児童・生徒
（学部主任・生活指導主任
コーディネーター等）
⇒臨時学年会（合同学年会）で
聞き取り内容、状況の共通理解
- *学校いじめ対策委員会開催
状況の共有、指導方針の検討、確認
- *保護者への連絡、今後の対応説明
- *いじめ対策緊急保護者会の開催<重大事態のケース>
（学校サポートチームとの連携）
- *被害児童・生徒の心理面のケア
安心な環境作り、授業環境調整、
登下校時の配慮、相談窓口設定、
指導の経過確認
（担任、学年主任、学部主任、
生活指導主任、コーディネーター、
養護教諭、必要に応じて学校サポート
チーム、関係機関と連携）

加害児童・生徒Bへの対応

発見・対応1

- *状況の聞き取り・事実確認
本人・周囲の児童、生徒
- *管理職、学部主任、生活指導主任への聞き取り内容、状況報告
（担任・学年主任）


対応2

- *聞き取り内容の確認
本人・周囲の児童・生徒
（学部主任・生活指導主任
コーディネーター等）
⇒臨時学年会（合同学年会）で
聞き取り内容、状況の共通理解
- *学校いじめ対策委員会開催
状況の共有、指導方針の検討、確認
- *保護者への連絡、今後の対応説明
- *いじめ対策緊急保護者会の開催<重大事態のケース>
（学校サポートチームとの連携）
- *加害児童・生徒の心理面の把握、
学校生活、家庭生活等の状況把握、問
題点等の改善策検討、支援
（担任、学年主任、学部主任、
生活指導主任、コーディネーター、
養護教諭、必要に応じて学校サポート
チーム、関係機関と連携）




対応3

- * 被害生徒の安心できる環境の維持
 - * 継続的なケア、見守り、学校生活の十分な状況把握、登下校時の様子の把握。
 - * 加害児童・生徒との接触に関する十分な検討、判断
 - * 学年会（合同学年会）で指導の経過の確認
 - * 管理職へ報告
 - * 学校いじめ対策委員会への報告
 - * 必要に応じて東京都教育相談センターの専門家アドバイザースタッフ等の関係機関との連携
- （担任、学年主任、学部主任
生活指導主任、コーディネーター、養護教諭等）





指導1

- * 被害児童の立場の理解、人権の尊重
- * 集団生活のルールや規則等
法教育
- * 協調性、社会性の指導等
- * 管理職への報告
- * 学校いじめ対策委員会への報告
（担任、学年主任、学部主任、
生活指導主任、コーディネーター、
養護教諭等）



指導2

- * 反省文、被害児童・生徒への謝罪、
学校生活、登下校時の様子把握、相
談窓口設置
 - * 被害児童・生徒との接触に関する十
分な検討、判断
 - * 加害児童・生徒の組織的、継続的な
観察、指導
 - * 管理職への報告
 - * 学校いじめ対策委員会への報告
 - * 必要に応じて警察への相談・通報や
児童相談所や少年センター等の関係
機関との連携
- （担任、学年主任、学部主任、生活指
導主任、コーディネーター、

- 
- 
- * 被害児童・生徒の継続的ケア、観察、見守り、必要に応じて関係機関との連携によるサポート
 - * 加害児童・生徒の継続的指導、観察、必要に応じて関係機関との連携によるサポート
 - * 学年会、合同学年会での経過報告、学校いじめ対策委員会、学校サポートチームへの経過報告
 - * 保護者への経過報告
- （担任、学年主任、学部主任、生活指導主任、コーディネーター、養護教諭、管理職）